

奈良市公報

号外 第 30 号

平成22年12月7日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市手数料条例の一部を改正する条例.....1

規 则

○奈良市建築物における衛生的環境の確保に関する法律

施行細則の一部を改正する規則.....2

○奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例を廃止する
条例の施行期日を定める規則.....3

○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則.....3

○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則.....3

○奈良市副市長事務分担規則.....3

○奈良市副市長事務分担規則の施行に伴う関連規則の整
備に関する規則.....4

○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則.....5

告 示

○放置自転車等の保管.....5

○開発行為に関する工事の完了.....5

○放置自転車等の保管.....5

○開発行為に関する工事の完了.....6

○道路の位置指定.....6

○日本脳炎予防接種の実施.....6

○建築基準法の規定による許可についての公開による意
見の聴取.....6

○指定管理者の公募.....7

○放置自転車等の保管.....7

○農業振興地域整備計画の軽微な変更.....8

○平成22年度市・県民税納税通知書の公示送達.....8

○放置自転車等の保管.....8

○徴収事務の委託.....8

○あやめ池土地区画整理事業の事業計画の変更.....8

○奈良市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱
の一部を改正する告示.....9

○放置自転車等の保管.....9

訓 令 甲

○奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令.....9

○奈良市副市長事務分担規則の施行に伴う関連規程の整
備に関する訓令.....9

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知.....10

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）

.....11

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催.....11

条 例

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成22年9月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第45号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部
を次のように改正する。

別表第79項中「580,000円」を「530,000円」に、「900,000
円」を「820,000円」に、「1,090,000円」を「990,000円」
に、「1,210,000円」を「1,100,000円」に、「1,540,000円」
を「1,400,000円」に、「1,800,000円」を「1,640,000円」に、
「4,230,000円」を「3,850,000円」に、「5,590,000円」を「5,
090,000円」に、「6,910,000円」を「6,290,000円」に、「1,
230,000円」を「1,120,000円」に、「1,460,000円」を「1,330,
000円」に、「1,630,000円」を「1,480,000円」に、「2,010,
000円」を「1,830,000円」に、「2,330,000円」を「2,120,000
円」に、「4,760,000円」を「4,330,000円」に、「6,120,000
円」を「5,570,000円」に、「7,440,000円」を「6,770,000円」
に、「6,320,000円」を「5,750,000円」に、「7,970,000円」
を「7,250,000円」に、「11,800,000円」を「10,700,000円」
に改め、同表第91項中「450,000円」を「410,000円」に、
「590,000円」を「540,000円」に、「770,000円」を「700,000
円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、

危険物の貯蔵最大数量 が100,000キロリット ル以上200,000キロリッ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所の場合	1件につき 1,140,000円
---	---------------------

危険物の貯蔵最大数量 が100,000キロリット ル以上200,000キロリッ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所の場合	1件につき 1,040,000円
---	---------------------

「1,760,000円」を「1,600,000円」に、「2,000,000円」
を「1,820,000円」に、「2,230,000円」を「2,030,000円」に、
「540,000円」を「490,000円」に、「690,000円」を「630,000

円

を

に、

円」に、

危険物の貯蔵最大数量 が10,000キロリットル 以上50,000キロリット ル未満の特定屋外タン ク貯蔵所の場合	1件につき 1,040,000円	を
---	---------------------	---

危険物の貯蔵最大数量 が10,000キロリットル 以上50,000キロリット ル未満の特定屋外タン ク貯蔵所の場合	1件につき 950,000円	に、
---	-------------------	----

「1,440,000円」を「1,310,000円」に、「1,810,000円」を「1,650,000円」に、「3,490,000円」を「3,180,000円」に、「4,280,000円」を「3,890,000円」に、「4,890,000円」を「4,450,000円」に、「10,000,000円」を「9,100,000円」に、「13,600,000円」を「12,400,000円」に、「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同表第93項中「340,000円」を「310,000円」に、「450,000円」を「410,000円」に、「790,000円」を「720,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,270,000円」を「1,160,000円」に、「3,110,000円」を「2,830,000円」に、「3,810,000円」を「3,470,000円」に、「4,400,000円」を「4,000,000円」に、「2,920,000円」を「2,660,000円」に、「3,500,000円」を「3,190,000円」に、「5,260,000円」を「4,790,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第79項、第91項及び第93項の規定は、平成22年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成22年9月29日掲示済)

規 則

奈良市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第78号

奈良市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(6) 省令第1条第3項各号に規定する書類

第3条第1項中「第1条第3項」を「第1条第4項」に改め、同条第2項中「変更の事実を証する書類」を「省令第1条第4項後段に規定する書類のほか、前条第2項各号に規定する書類のうち変更に係るもの」に改め、「又は」の次に「同条第3項各号に規定する書類のうち変更に係るもの」を加える。

別記第1号様式中

特定建築物 の用途	特 定 用 途		延べ面積	m ²	を
	特 定 用 途 以外の用途		延べ面積	m ²	

特定建築物 の用途	特 定 用 途		延べ面積	m ²
	特 定 用 途 以外の用途		延べ面積	m ²
特定建築物 維持管理権 原 著者	氏 名			
	住 所			

「(5) 特定建築物の給排水設備及び汚物処理設備の概要書」を

「(5) 特定建築物の給排水設備及び汚物処理設備の概要書

(6) 次の各号に定める書類

ア 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（イに掲げる場合を除く。）においては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類

イ 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合においては、

当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類

に

」

改める。

別記第5号様式及び第6号様式中

特定建築物	名 称	
	所 在 地	

特定建築物	名 称	
	所 在 場 所	
特定建築物 維持管理権 原 者	氏 名	
	住 所	

改める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年9月29日掲示済)

奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年9月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第79号

奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成22年奈良市条例第24号）の施行期日は、平成22年10月29日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年9月29日掲示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第80号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第19条の3中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国民健康保険料、保育料、介護保険料、下水道受益者負担金及び市税（市長が定めるものに限る。）の滞納整理に関すること。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年9月30日掲示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第81号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和45年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び滞納整理課」を「、滞納整理課及び債権整理課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年9月30日掲示済)

奈良市副市長事務分担規則をここに公布する。

平成22年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第82号

奈良市副市長事務分担規則

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の事務分担について必要な事項を定めるものとする。

(共通所管事務)

第2条 次に掲げる事務については、両副市長の担当とする。

- (1) 市議会提出議案に関する事務
 - (2) 人事に関する事務
 - (3) 予算の編成に関する事務
 - (4) 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関する事務
 - (5) 前号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事務
- (事務分担)

第3条 副市長の事務の分担は、次のとおりとする。

福井副市長

- (1) 総務部に属する事務
- (2) 企画部に属する事務
- (3) 市民生活部に属する事務
- (4) 市民活動部に属する事務
- (5) 保健福祉部に属する事務
- (6) 保健所に属する事務

<p>(7) 環境清美部に属する事務 (8) 消防に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。） (9) 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。） (10) 固定資産評価審査委員会との調整に関する事務 (11) 議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。）</p> <p>津山副市長</p> <p>(1) 市長公室に属する事務 (2) 観光経済部に属する事務 (3) 都市整備部に属する事務 (4) 建設部に属する事務 (5) 会計課に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。） (6) 水道局との調整に関する事務 (7) 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。） (8) 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。） (9) 公平委員会に属する事務（公平委員会の権限に属する事務を除く。） (10) 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）</p> <p>（指定担任事務）</p> <p>第4条 市長は、必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、特に副市長を指定して事務を担任させることができる。 （職務代理の順序）</p> <p>第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき市長の職務を代理する副市長の順序は、第3条に規定する順序とする。 （副市長に事故があるとき等の事務処理）</p> <p>第6条 副市長のいずれかに事故があるとき、又は副市長のいずれかが欠けたときは、その副市長の担任事務は、他の副市長が処理する。 （代決）</p> <p>第7条 市長の決裁を受けるべき事項について、市長が不在のときは、地方自治法第152条第1項の規定の適用がある場合を除き、第3条、第4条及び前条の規定に基づく所管の副市長がその事務を代決することができる。</p> <p>2 前項の規定により代決できる事項は、特に急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ市長の指示を受けているものに限るものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成22年10月1日から施行する。 （平成22年9月30日掲示済）</p> <hr/> <p>奈良市副市長事務分担規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。 平成22年9月30日</p>	<p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市規則第83号</p> <p>奈良市副市長事務分担規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則 （奈良市職員表彰規則の一部改正）</p> <p>第1条 奈良市職員表彰規則（平成2年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。 第8条第2項中「副市長」を「市長公室担当副市長」に改め、同条中第3項第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。 (1) 前項の副市長以外の副市長 （奈良市公営住宅入居者選考委員会規則の一部改正）</p> <p>第2条 奈良市公営住宅入居者選考委員会規則（昭和28年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項第1号及び第4条第1項中「副市長」を「建設部担当副市長」に改める。 第6条中「建設部住宅課」を「住宅課」に改める。 （奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の一部改正）</p> <p>第3条 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則（昭和30年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号を次のように改める。 (1) 消防担当副市長 （奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正）</p> <p>第4条 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則（昭和42年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。 第2条第2号を次のように改める。 (2) 消防担当副市長 （奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正）</p> <p>第5条 奈良市青少年問題協議会条例施行規則（昭和40年奈良市規則第48号）の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「奈良市副市長」を「奈良市副市長のうち教育委員会担当副市長」に改める。 （奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正）</p> <p>第6条 奈良市緑花推進会議設置規則（昭和48年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「副市長」を「都市整備部担当副市長」に改める。 （奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正）</p> <p>第7条 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則（平成6年奈良市規則第31号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「副市長」を「総務部担当副市長」に改め、同条第3項中「副本部長」の次に「、前項の副市長以外の副市長」を加える。 （奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正）</p> <p>第8条 奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。 第5条第2項中「副市長」を「市長公室担当副市長」に改め、同条第3項中「法令遵守監察監」を「前項の副市長以外の副市長及び法令遵守監察監」に改める。 第6条第2項中「その職務」を「委員長があらかじめ</p>
--	--

指名する副委員長がその職務」に改める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年9月30日掲示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第84号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の部管財課の項中「庁舎管理係 車両管理係」を「庁舎管理係」に改める。

第15条管財係の部分中第11号を第16号とし、第10号の次に次の5号を加え、同条車両管理係の部分を削る。

- (11) 公用車の総括管理に関すること。
- (12) 公用車の保険に関すること。
- (13) 公用車の安全運転及び交通事故の防止に関するこ
と。
- (14) 公用車（各課専用のものを除く。）の管理及び配
車に関するこ
と。
- (15) 公用車の整備等の指導に関するこ
と。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年9月30日掲示済)

告 示

奈良市告示第468号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年9月16日

3 移動対象区域

近鉄西ノ京駅周辺、近鉄西大寺駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除

く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年9月16日掲示済)

奈良市告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年9月16日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成22年1月26日 奈良市指令都整開 第09A-35号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年9月16日 第1230号

公共施設 平成22年9月16日 第546号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市若葉台三丁目1984番2及び1984番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市大字陀区小附1790-1

泉尾勝啓

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路

奈良市若葉台三丁目1984番4の一部

(平成22年9月16日掲示済)

奈良市告示第470号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年9月17日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年9月17日掲示済)

奈良市告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年9月22日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成22年7月14日 奈良市指令都整開 第10A-11号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年9月22日 第1231号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市八条五丁目489番1及び437番44の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町五丁目11番16号

医療法人宝山会 理事長 小南重憲

(平成22年9月22日掲示済)

奈良市告示第472号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
日本脳炎	1 3歳以上で生後90月に至るまでの間に ある者 2 9歳以上13歳未満の者	平成22年9月27日から 平成23年3月31日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5°C以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

平成22年9月22日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市六条二丁目5番19号
申請者氏名	ヤブウチ建設株式会社 代表取締役 蔡内 和雄
道路の位置	奈良市六条二丁目1131番1
道路の幅員	最大6.0m 最小6.0m
道路の延長	22.267m
指定年月日	平成22年9月22日
指定番号	第22006号

(平成22年9月22日掲示済)

奈良市告示473号は、奈良市公報号
外第31号に掲載

奈良市告示第474号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年9月27日

奈良市長 仲川元庸

(4) 過去にけいれんの既往のある者

(5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書を持参しない者は有料（全額負担）

5 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

(平成22年9月27日掲示済)

奈良市告示第475号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により同条第1項ただし書の規定による許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第15項の規定により次のとおり告示します。

平成22年9月27日

奈良市長 仲川元庸

期日	平成22年10月5日(火曜日)午後7時から
場所	奈良市七条一丁目2番1号 奈良市七条コミュニティスポーツ会館 2階和室
申請内容	第一種低層住居専用地域内における体育馆の増築について (奈良市七条コミュニティスポーツ会館)
申請者	奈良市長 仲川元庸
申請場所	奈良市七条一丁目349番、七条東町339番3他10筆
建築物概要	建築面積 610.17m ² (今回増築86.18m ²) 延べ面積 733.90m ² (今回増築130.91m ²) 階数 2階

- 1 この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- 2 この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課までお問い合わせください。(電話0742-34-4750)

(平成22年9月27日掲示済)

奈良市告示第476号

奈良市総合医療検査センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年9月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市柏木町519番地の5
奈良市総合医療センター
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 各種がん検査を含む生活習慣病検診その他の検診に関すること。
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による健康診査に係る血液等検査その他病体生理学的検査に関すること。
 - (3) 体力測定、運動機能測定その他の健康回復に關すること。
 - (4) 保健医療の調査研究並びに保健医療情報の収集及び提供に關すること。
 - (5) センターの施設及び附属設備の維持管理並びにその他センターの設置目的を達成するために必要な事業。
 - (6) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市西木辻町200番地の46

奈良市保健所保健総務課

- (2) 申請期間
平成22年9月27日から平成22年10月18日まで
- (3) 提出書類
奈良市総合医療検査センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 - ア 奈良市総合医療検査センター指定管理者事業計画書
 - イ 奈良市総合医療検査センター指定管理者収支予算書
 - ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
 - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
 - キ 団体及びその代表者が平成21年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
 - ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市総合医療検査センター指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市保健所保健総務課
電話0742-23-6171

(平成22年9月27日掲示済)

奈良市告示第477号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年9月25日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年9月27日掲示済)

奈良市告示第478号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次のとおり縦覧に供します。

平成22年9月27日

奈良市長 仲川元庸

1 変更した農業振興地域整備計画の名称

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）

2 変更後の農業振興地域整備計画書（農業・農村整備計画）の写しの縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市觀光經濟部農林課内

(平成22年9月27日掲示済)

奈良市告示第479号

平成22年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年9月27日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成22年9月15日
2 送達を受けるべき者	省略

1 この通知書の発送年月日	平成22年7月2日
2 送達を受けるべき者	省略

(平成22年9月27日掲示済)

奈良市告示第480号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年9月28日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年9月28日掲示済)

奈良市告示第481号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年9月29日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田 大輔	奈良診療所使用料 奈良診療所手数料
大阪市北区梅田1-11-4-2200 大阪駅前第4ビル22階 株式会社 エヌジェシー大阪支店 支店長 後藤 康広	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料
奈良市二条町二丁目9番2号 社団法人 奈良市歯科医師会 会長 東浦 宏守	休日歯科応急診療所使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成22年6月1日から 平成23年3月31日まで	奈良診療所使用料 奈良診療所手数料
平成22年6月1日から 平成25年5月31日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料
平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	休日歯科応急診療所使用料

3 問い合わせ先

奈良市市民生活部病院事業課

電話0742-26-7611

(平成22年9月29日掲示済)

奈良市告示第482号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定によりあやめ池土地区画整理事業の事業計画の変更（第4回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月29日

奈良市長 仲川元庸

1 土地区画整理事業の名称
あやめ池土地区画整理事業

2 施行者の住所及び名称	住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号 名称 近畿日本鉄道株式会社
3 事業施行期間	平成20年2月29日から平成22年12月28日まで
4 施行地区	奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目及びあやめ池南二丁目の各一部
5 事務所の所在地	奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
6 施行認可の年月日	平成20年2月29日
7 規準及び事業計画の変更（第1回）認可年月日	平成20年12月22日
8 事業計画の変更（第2回）認可年月日	平成21年10月27日
9 事業計画の変更（第3回）認可年月日	平成22年2月4日
10 事業計画の変更（第4回）認可年月日	平成22年9月29日
11 事業年度	毎年4月1日より翌年3月31日まで
12 公告の方法	事務所の掲示板に掲示する。 (平成22年9月29日掲示済)

奈良市告示第483号

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱（平成21年奈良市告示第639号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の3号を加える。

(4) 問診のみの場合 1,790円

(5) 65歳以上の1回目 3,950円

(6) 65歳以上で中止の場合 2,520円

第3条第2項中「回数は」の次に「、年度ごとに」を加え、同項第4号及び第5号を削る。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年9月30日掲示済)

奈良市告示第484号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月30日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年9月30日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年9月30日掲示済)

訓令甲

奈良市訓令甲第12号

府中一般

関係各所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条総務部長の部分に次の1号を加える。

(6) 国民健康保険料、保育料、介護保険料及び下水道受益者負担金（市長が定めるものに限る。）の滞納処分の決定

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年9月30日掲示済)

奈良市訓令甲第13号

府中一般

関係各所

奈良市副市長事務分担規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成22年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市副市長事務分担規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

（奈良市勢要覧編集委員会設置規程の一部改正）

第1条 奈良市勢要覧編集委員会設置規程（昭和47年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副市長」を「市長公室担当副市長」に改める。

（奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部改正）

第2条 奈良市総合計画策定委員会設置規程（昭和56年奈良市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「委員長」の次に「、副委員長」を加

え、同条第2項中「副市長」を「企画部担当副市長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもつて充てる。

第4条の見出しを「(委員長及び副委員長の職務)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第8条中「企画部企画政策課」を「企画政策課」に改める。

(奈良市法令審査会規程の一部改正)

第3条 奈良市法令審査会規程（昭和59年奈良市訓令甲第11号）の一部を次のように改める。

第2条第1項中「委員長」の次に「、副委員長」を加え、同条第2項中「副市長」を「総務部担当副市長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもつて充てる。

第3条の見出しを「(委員長及び副委員長の職務)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(奈良市建設工事入札参加者等審査委員会規程の一部改正)

第4条 奈良市建設工事入札参加者等審査委員会規程（昭和61年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改める。

第3条第2項中「副市長」を「総務部担当副市長」に改め、同条第3項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 前項の副市長以外の副市長

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第5条 奈良市都市問題調整会議設置規程（昭和62年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改める。

第3条第1項中「委員長」の次に「、副委員長」を加え、同条第2項中「副市長」を「企画部担当副市長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもつて充てる。

第4条の見出しを「(委員長及び副委員長の職務)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第8条中「企画部企画政策課」を「企画政策課」に改

める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第6条 奈良市環境調整会議設置規程（平成11年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改める。

第3条第1項中「委員長」の次に「、副委員長」を加え、同条第2項中「副市長」を「企画部担当副市長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもつて充てる。

第4条の見出しを「(委員長及び副委員長の職務)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)

第7条 奈良市債権回収対策本部設置規程（平成20年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改める。

第3条第2項中「副市長」を「総務部担当副市長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 副本部長は、前項の副市長以外の副市長をもつて充てる。

第4条の見出しを「(本部長及び副本部長の職務)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

別表第1中「市長公室長 市長公室理事（行政改革担当）」を「市長公室理事（行政改革担当）」に改める。

(奈良市職員提案規程の一部改正)

第8条 奈良市職員提案規程（平成18年奈良市訓令甲第2号）の一部を次のように改める。

第7条第3項中「副市長」を「総務部担当副市長」に改める。

(奈良市夏季水道対策委員会設置規程の一部改正)

第9条 奈良市夏季水道対策委員会設置規程（昭和42年奈良市訓令甲第6号）の一部を次のように改める。

第3条中「副市長」を「水道局担当副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

(平成22年9月30日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公示します。

平成22年9月30日

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中和田 守
同 高 杉 美根子
同 松 石 聖一
水道局
浄水場
水質管理課
監査結果公表日 平成22年3月25日（奈良市監査委員告示第6号）
措置結果通知日 平成22年9月1日

【監査の結果】	【措置の内容】
水質検査用の精密機器の保守点検委託において、販売・保守点検業務の代理店と契約していたが、点検報告書は契約者からではなく製造元の精密機器メーカーから提出されていた。 適正な事務処理をされたい。	当該水質検査機器は、老朽化により平成22年7月23日に新機器と入れ替えを行った後廃棄処分しているため、今年度に保守点検業務の委託契約は実施していません。 次年度以降、後継機器について保守点検業務の委託契約を実施する際には、適正に契約者から点検報告書が提出されるように措置いたします。

(平成22年9月30日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第37号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年9月16日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
水のトラブルサポートセンター	木原 朗広	大阪府四條畷市田原台二丁目9番15号	平成22年9月14日

(平成22年9月16日掲示済)

奈良市水道局告示第38号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年9月30日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社松田建設	代表取締役 松田 重子	奈良市二名三丁目 1053番地	平成22年 9月29日
吉村建設 株式会社	代表取締役 吉村 修一	奈良県天理市勾田 町448番地	平成22年 9月29日

(平成22年9月30日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第16号

平成22年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成22年9月30日

奈良市教育委員会
委員長 植松滋子

- 1 日 時
平成22年10月5日（火）
午前10時から
- 2 場 所
奈良市役所中央棟6階 第2研修室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成21年度奈良市教育ビジョンの施策評価について
(2) 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の変更について
(3) 新設中学校の通学区域の設定について
(4) 平成22年度「こども安全の日の集い」について
議事
議案第34号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第35号 奈良市学校運営協議会規則の制定について
議案第36号 平成23年度新設中学校の校名の決定について
議案第37号 個人情報部分訂正決定処分に対する裁決書の決定について
議案第38号 奈良市立学校設置条例の改正について
議案第39号 奈良市立富雄第三小学校、（仮称）奈良市立富雄第三中学校小中一貫教育実施に伴う奈良市立小学校及び奈良市立中学校の就学指定の特例に関する要綱について
その他
(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 9月～10月
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成22年9月30日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。